

入札説明書

令和 8 年度 AI 等を活用した水道管路診断委託業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和 8 年 7 月 1 7 日（金）

2 競争入札に付する事項

（1）委託業務名

令和 8 年度 AI 等を活用した水道管路診断委託業務

（2）履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

（3）履行場所

大分県生活環境部環境保全課外 16 か所

（4）仕様書

別紙のとおり

（5）予定価格

42,622,800 円（消費税及び地方消費税額を含む）

3 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県生活環境部環境保全課水環境班

〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号（電話）097-506-3119

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）上に令和 8 年 7 月 2 8 日（火）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。また、当該入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか電子入札システム運用基準による。

6 入札参加条件

本案件については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で

あること。

- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
- (3) 本案件に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- (4) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (5) この公告の日から下記 7 に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (7) 過去 5 年以内に公営水道事業において人工衛星データまたは AI 等を活用した水道管路診断業務の履行実績を有する者であること。

- (8) ISMS (ISO27001) またはこれと同等以上の情報セキュリティ認証を取得していること。

7 電子入札システム及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

8 電子入札システムによる入札金額の入力及び開札方法

- (1) 入札期間 自 令和 8 年 7 月 17 日（金）10 時 00 分
至 令和 8 年 7 月 28 日（火）10 時 00 分

- (2) 開札日時 令和8年7月28日(火) 10時30分
- (3) 開札場所 大分県生活環境部環境保全課
- (4) 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、金額の入札期間、開札日時及び最低入札価格を電子入札システムにより通知する。

9 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

10 入札保証金に関する事項

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

11 入札参加時の注意点

- (1) 入札には、上記6の(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手続きを経て、入札の参加、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領等並びにこれらに附随する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者（以下「本人」という。）が参加することを原則とする。
- (2) 本入札に参加するには、事前に電子入札システムにおけるログインID及びパスワードの交付を受ける必要がある。
- (3) 入札金額の入力には、「入札参加通知」に記載されている6ケタの認証番号が必要であり、「入札参加通知」は、入札参加申請が承認された際に電子メールにより送信される。なお、認証番号の再発行は行わないものとする。
- (4) この入札については、大分県電子入札運用基準（物品・役務）及び電子入札システム操作マニュアル（事業者機能）を熟知のうえ入札しなければならない。なお、入札後に大分県共同利用型電子入札システムについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

12 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

1 3 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 8 項又は第 9 項の規定により随意契約を行うものとする。

1 4 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 5 条第 3 項第 9 号に該当するため免除とする。

1 5 契約書の作成

落札者決定通知の日から 7 日以内に、県が作成する様式による契約書に必要事項を記載し、記名押印のうえ提出すること。